第2回山形市観光財源検討委員会

令和7年11月7日（金）
山形市役所　11階　入札室

宿泊税の使途の考え方

人口減少問題の主な課題には、経済の縮小、労働力不足、社会保障制度の維持困難、地域サービスの低下、財政の悪化、生活の不便化など、さまざまな要因があります。これらのマイナス要因が顕在化する前に、経済成長の余地がある観光事業に投資し、①山形市の魅力を高めること、②持続可能な観光都市づくりを進めることによって、**「宿泊数」の増加**を図ります。そのため、以下のビジョンに基づき、必要な費用を充てようとするものです。

山形市発展計画2030の施策（ビジョン）	施策項目
❶多様なニーズに対応した観光振興 多様化する旅行者ニーズに対応するため、農業や伝統工芸、歴史、文化に触れる体験等、地域の特性を活かし、自らの手でマーケティングやPRを行いながら、消費拡大に効果の高いコンテンツ（アドベンチャーツーリズム、ロケツーリズムなど多様なツーリズム）の整備を促進し、国内外の誘客拡大に取り組んでいきます。 **❷観光地の魅力と利便性向上に向けた基盤整備** 日本一の観光案内所を拠点に、観光やビジネスで山形市を訪れる方に、目的や希望にあった楽しみ方・過ごし方を提案し、ホスピタリティのある対応とサービスを展開するとともに、インバウンドの受入態勢強化や観光DXを推進し、持続可能な観光地としての基盤整備を進めていきます。 **❸高付加価値旅行者の誘客推進** これまでのインバウンドの施策として取り組んできた「マスツーリズム」だけではなく、さらなる地域経済の発展に向けて、高付加価値で教養的な「グランドツーリズム」や「ラグジュアリーツーリズム」など、欧米豪を中心とした富裕層による高付加価値旅行者の誘客推進に取り組みます。	・受け入れ環境の整備・充実 ・景観・観光資源の魅力を活かした観光都市づくり ・インフォメーション機能の強化 ・ユニバーサルツーリズムの推進（高齢者、障がい者、訪日外国人等、誰もが気兼ねなく参加できる旅） ・公共交通・二次交通の整備等市内回遊性の強化・国内外への情報（魅力）発信と誘客 ・MICEの振興 ・来訪者（観光・ビジネス）と市民双方の満足度の向上 ・官民連携した持続可能な観光戦略

発展計画2030における成果指標

	令和5年（2023）	令和11年（2029）	令和22年（2040）
市内ホテル旅館等への宿泊者数	90万人	92万人	97万人
観光消費額	825億円	876億円	977億円

※発展計画2030策定時は宿泊税の内容は含まれておりません。次期観光基本計画策定時に宿泊税の内容を含める。

宿泊税導入による好循環の形成

「住んでよし、訪れてよし、働いてよし」の山形市を目指して

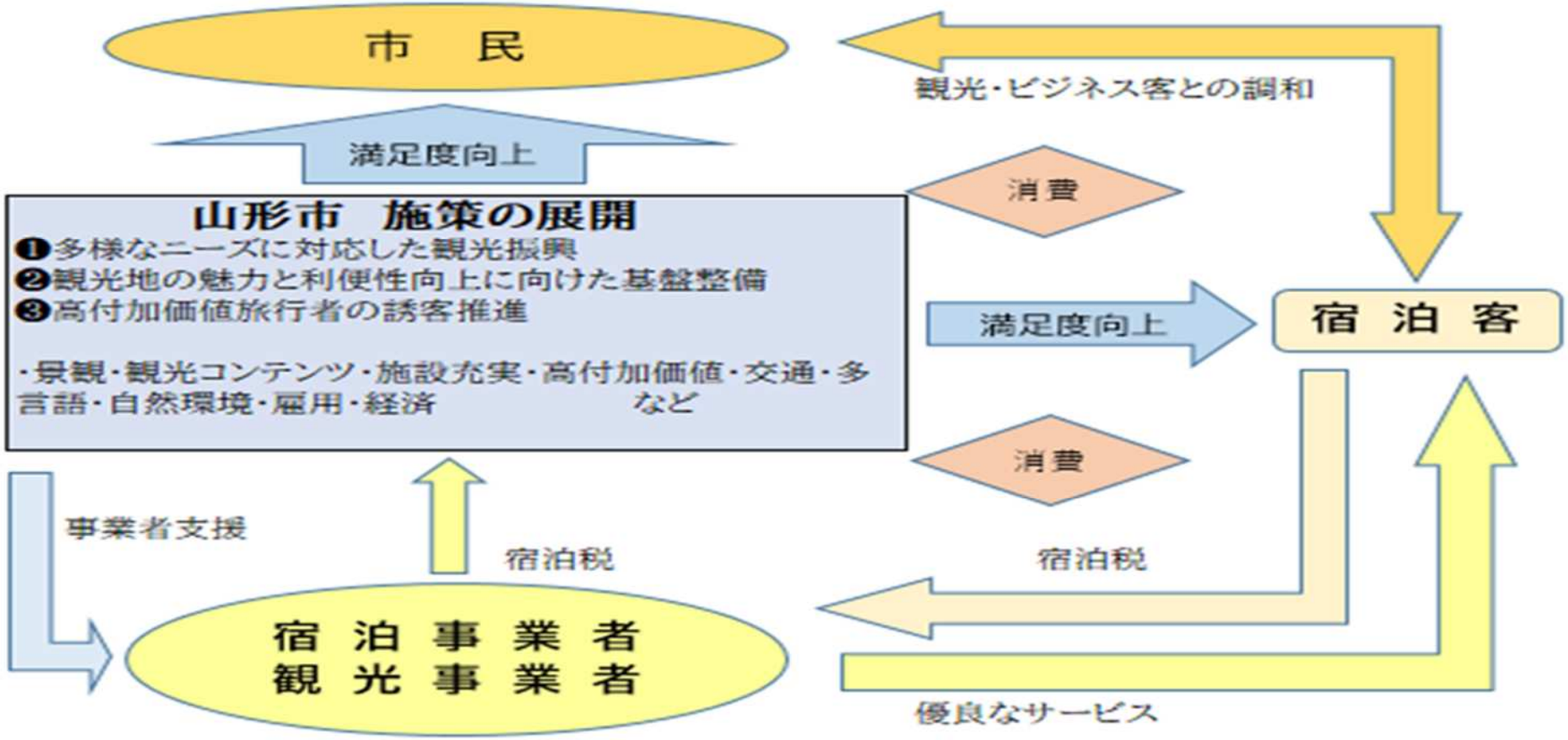

山形市における宿泊税の制度内容（素案）

<table>
<tr><td rowspan="6">確認事項</td><td>①課税客体</td><td>下記に規定する宿泊施設・住宅への宿泊行為
旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）の宿泊施設
住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（以下、「宿泊施設」という。）</td></tr>
<tr><td>②納税義務者</td><td>宿泊者</td></tr>
<tr><td>③徴収方法・申告期限</td><td>特別徴収（特別徴収義務者（宿泊施設）が宿泊者から宿泊税を徴収して納入する。）
各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日まで申告納付する。
納期の特例を設ける。（例）
<table>
<tr><th>対象期間</th><th>申告納付期限</th></tr>
<tr><td>4月1日から6月末日まで</td><td>7月末日</td></tr>
<tr><td>7月1日から9月末日まで</td><td>10月末</td></tr>
<tr><td>10月1日から12月末日まで</td><td>1月末</td></tr>
<tr><td>1月1日から3月末日まで</td><td>4月末</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>④課税（見直し）期間</td><td>条例施行後　5年ごと</td></tr>
<tr><td>⑤罰則規定</td><td>先行自治体を参考に他の地方税との均衡を図り規定する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">検討事項</td><td>①導入目的</td></tr>
<tr><td>②税率・課税標準</td></tr>
<tr><td>③免税点</td></tr>
<tr><td>④課税免除・減免</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">条例外の検討</td><td>①事業者支援</td></tr>
<tr><td>②入湯税との関係</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

山形市における宿泊税の制度内容（検討課題①）

①導入目的

（案）
　山形市にある自然、歴史、文化など観光資源の魅力向上、来訪者の受け入れ環境の充実、その他持続可能な観光産業の発展により宿泊者数の増加を図り、市民と来訪者の満足度向上につながる観光振興施策に要する費用に充てる。

山形市にある自然・・・山々の彩り（若葉・紅葉・雪景色）、樹氷、河川、温泉
歴史・・・山寺、開湯1900年、霞城公園、文翔館、御殿堰
文化・・・松尾芭蕉、斎藤茂吉、食文化（芋煮・ラーメン・そば）　　などの観光資源の磨き上げ

来訪者・・・観光、ビジネスなどあらゆる来訪者の受け入れ環境の充実（バリアフリー・ユニバーサルツーリズム）
持続可能な観光産業の発展・・・宿泊者の快適性の向上に向け宿泊事業者への支援、エリア観光協会の育成とDMO、DMC支援による「稼ぐ観光」の実現

山形市における宿泊税の制度内容（検討事項②-1）

②税率

（案）
　今後も物価の高騰による施策に対する必要経費も上昇することが予見されることから、持続可能な観光施策を展開していくため**定率制（4%）を採用したい。**

　宿泊税の税率（定額制・段階的定額制・定率制）を検討する際には、税収の増減要因を整理する必要があります。宿泊者数が増加すれば、いずれの税率パターンでも税収は増加しますが、宿泊料金が上昇した場合、定額制および段階的定額制では税収への影響はありません。一方、定率制では宿泊料金の上昇に比例して税収も増加します。
　現在、インフレによる物価高騰が継続しており、特に人件費やエネルギー価格の上昇が価格転嫁されることで、物価上昇が進んでいます。また、事業展開に必要な経費も今後さらに上昇すると想定されることから、物価上昇に対応可能な**定率制**を採用しようとするものです。
　仮に平均宿泊価格が上昇した場合の定額制と定率制のシミュレーションは以下のとおり。

宿泊者数　83万人 平均宿泊価格	7,000円の場合	7,500円の場合	8,000円の場合
定額制（300円）	249,000千円	249,000千円	249,000千円
定率制（４％）	232,400千円	249,000千円	265,600千円

山形市における宿泊税の制度内容（検討事項②-2）

②課税標準

（案）
定率制を採用し、課税標準は宿泊施設を利用した際の宿泊料金とする。

宿泊料金は、宿泊の対価として支払うべき金額のことで、宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額が宿泊料金となります。

宿泊料金には、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が含まれます。

簡易計算の方法を検討する

・食事と宿泊の分離ができない場合

・素泊まり料金を定めている場合

・一棟、一室貸しの場合

山形市における宿泊税の制度内容（検討事項③・④）

③免税点

（案）
　免税点（〇〇円未満は課さない）については、設けていない先行自治体も多く、設けた場合の価格の重し効果につながりかねないことから免税点を設けないこととしたい。

④課税免除

（案）
　課税免除は年齢や就学目的など確認事項が増えフロント業務が増加することから課税免除は設けないこととしたい。

④減免

（案）
　天災その他特別な事情がある場合は減免できる制度を持っている自治体はありますが、納税者は市に申請、市は減免決定の行政処分が必要となります。天災による避難については、宿泊行為ではないため宿泊税の適用除外となることから、納税義務者の減免制度は設けないこととしたい。
　また、特別徴収義務者が被災し宿泊税の納付ができない場合に免除・還付制度を設けている先行自治体があるため、検討していきたい。

山形市における宿泊税の制度内容（条例外の検討・事業者支援）

①特別徴収義務者交付金

（案）
宿泊税導入に伴い、新たな事務負担・事務経費が生じるため、特別徴収義務者に対し宿泊税納入額の一定割合を交付する制度を創設する。

ア）納期内納入した場合	納入額の**2.5%**
イ）アの基準を満たしている場合 （課税開始から5年間）	①納期内納入額×**3.0%**+②納期内納入月数×1,000円
ウ）アの基準を満たし、電子申告を行った場合 （課税開始から5年間）	①納期内納入額×**3.5%**+②納期内納入月数×1,000円

※ 上記の交付額①が1,000円未満であるときは、交付額①を1,000円とし、交付額①が1,000円以上の場合において100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

山形市における宿泊税の制度内容（条例外の検討・事業者支援）

②観光推進共働金

（案）
　宿泊税の徴収時には納入者（宿泊者）に宿泊税の説明のほか、宿泊税を活用した事業に関するご質問への対応等、フロント等に宣材の掲示・展示のスペースを提供いただくこととなることから、特別徴収義務者に対し宿泊税の納入額に応じた共働金を交付する制度を創設する。

交付額：納期内納入額の2.5％

①交付金と②共働金をあわせ、最大で納入額の6％＋@（5年経過後は5％）
申請行為が煩雑にならないよう事務の軽減を検討する。

山形市における宿泊税の制度内容（条例外の検討・事業者支援）

③山形市宿泊税レジシステム改修補助金

（案）
宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築等に必要な経費に対する補助制度を創設する。

補助率：対象経費の10分の10　　対象経費が150万円を超える場合は事業者と協議する。

補助対象者	補助対象経費
宿泊税導入に伴い、宿泊施設のシステム整備を行う、宿泊事業者 ・山形市に市税の滞納が無いこと ・暴力団等との関係を有していないこと。	**対象となるもの** ・既存のシステムの改修、新たなシステムの構築 ・ハードウェア・ソフトウェアの購入 **対象とならないもの** ・国などの他の補助金の対象となっているもの ・改修等に直接要しない経費 ・クラウド等の月額・年間使用料や保守料 ・公租公課 など

山形市における宿泊税の制度内容（条例外の検討・入湯税との関係）

入湯税との関係

（案）

入湯税は「環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する経費に充てる。」としています。

山形市宿泊税の目的（案）は「山形市にある自然、歴史、文化など観光資源の魅力向上、来訪者の受け入れ環境の充実、その他持続可能な観光産業の発展により交流人口の拡大を図り、市民も来訪者も事業者も満足度向上につながる観光振興施策に要する費用に充てる。」としています。

入湯税と宿泊税の目的が相違すること、及びこれまでも入湯税の対象の施設と対象外施設とのすみ分けがなされているため、宿泊税導入に伴い入湯税を変更することは不要と考える。